②　施工体制確保の確実性　「工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料の確保等の適切な施工体制」について着目し評価する。

2）技術提案（具体的な施工計画）（加算点）

①　橋梁上部工の品質・耐久性向上に関する施工計画　本工事は、橋梁の構造体として重要である上部工において、より良い品質を持ったコンクリート構造物とするため、工事目的物の性能、機能に関する事項で構造物の耐久性向上を目的として、以下の「橋梁上部工の品質耐久性に関する施工計画」を評価項目とする。

○上部工コンクリートは温度変化や気象の影響を受けやすく、また大型車等の繰り返し荷重に対する耐久性を確保することが重要であることから、密実なコンクリートの施工（締固め）に十分留意する必要がある。

○柱頭部は主桁、横桁、橋脚を連結する重要な部位であり、初期ひび割れの発生は橋梁全体の耐久性に影響することから養生に十分留意する必要がある。

○偏向部横桁は箱桁相互のたわみ及びねじれによる桁の変形やＰＣケーブル偏向部に作用する集中荷重による損傷が生じやすいことから偏向部横桁コンクリートのひび割れに十分留意する必要がある。

②　橋梁上部工における生産性向上に関する施工計画　本工事は、橋梁上部工の生産性向上を図るための施工について技術提案を求め、以下の「橋梁上部工における生産性向上に関する施工計画」を評価項目とする。

○昨今の社会情勢や技術者不足が懸念される建設業界の実情に鑑み、建設現場におけるイノベーションの推進や生産性向上を図るため、本工事では構造物の出来形管理において情報通信技術（ＩＣＴ）等による計測技術を活用した省人化・省力化手法を求める。

3）賃上げの実施に関する評価（加算点）

従業員への賃金引上げ計画の表明

大企業においては給与等受給者一人あたりの平均受給額を３％以上、中小企業等は給与総額又は給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5％以上、対前年度比又は対前年比で増加することを表明している場合について評価する。

4）賃上げ未達成による減点　公告日時点で、減点措置の通知を１年未満の間に受けている者については、3⑴3）の評価の加算点よりも大きな減点を行う。

ただし、以下の例に示すような、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者については、減点措置を課さないこととする。

㋐　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第85号）第２条第１項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。

㋑　各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。

㋒　㋐及び㋑に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名または記名・捺印した理由書の提出があり、契約担当官等が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。

①　自然災害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な災害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合

②　主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合

③　資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合など

※「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。

⑵　入札参加者は「価格」をもって入札に参加し、次の１）～３）の要件に該当する者のうち、下記⑶によって得られる標準点と施工体制評価点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

１）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内であること。

２）「橋梁上部工の品質・耐久性向上に関する施工計画」及び「橋梁上部工における生産性向上に関する施工計画」が入札説明書に記載した要求要件を満たしていること。

３）評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

⑶　得点配分の詳細は、入札説明書による。

⑷　上記⑵において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、電子入札による入札参加者が入力した電子くじ番号（紙入札業者においては紙入札方式参加承諾願に記載した電子くじ番号）を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定する。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６番30号　国土交通省中国地方整備局総務部契約課　ＴＥＬ082―221―9231（代表）内線2526

E-mail　keiyaku-koji@cgr.mlit.go.jp

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

１）入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。

交付期間：令和６年４月26日から令和６年９月12日までのうち、土曜日・日曜日・祝日を除く毎日の９時00分から17時00分までとする。

電子入札システム

https://www.e-bisc.go.jp/

２）電子入札システムの利用ができない場合は、以下の交付場所でも交付する。

交付期間：令和６年４月26日から令和６年９月12日までのうち閉庁日を除く毎日の10時00分から17時00分までとする。

交付場所：広島県広島市中区上八丁堀６番30号　国土交通省中国地方整備局総務部契約課　ＴＥＬ082―221―9231（代表）内線2526

E-mail　keiyaku-koji@cgr.mlit.go.jp

申込み方法：事前の申込みは不要であり、交付場所で手交する。郵送又はメール等による入手申込みは認めない。

３）歩掛見積書作成に必要な参考資料等：歩掛見積書作成に必要な歩掛見積参考資料（参考図、見積条件等）を本工事の入札説明書と併せて配布する。

⑶　見積に必要な図面等の交付期間、場所及び方法　交付期間及び入手方法は上記⑵１）と同様とする。電子入札システムの利用ができない場合は、上記⑵２）の交付場所で交付する。なお、交付希望を事前に交付場所に以下の必要事項を記入の上、メール等にて申込（様式自由。）すること。申込があった翌開庁日以降に交付するものとし、交付に際しては、見積に必要な図面等をＣＤでデータとして手交する。

申込書記入項目：当該工事名、会社名、代表者名、住所、電話番号、メールアドレス、連絡担当者名

⑷　申請書の提出期間、場所及び方法　申請書の提出にあたっては、資料が全て揃っているか必ず確認を行うこと。

申請書は、令和６年４月30日から令和６年６月７日17時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和６年４月30日から令和６年６月７日17時までに、上記⑴に直接持参又は郵送（書留郵便に限る。必着のこと。）又はメールにより提出すること。

なお、同種工事の施工実績及び主任（監理）技術者の資格・工事経験については、中国地方整備局のホームページに掲載する「技術資料入力システム」により作成したデータとする。

技術資料入力システムは、最新バージョンを使用すること。

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札の締め切りは、令和６年９月12日13時30分。電子入札システムにより提出すること。